

～京都市人権文化推進計画に掲げる重要課題【感染症患者等の人権の尊重】～ 新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の取組について

◆京都市における感染者数の推移（令和3年度）



1 現状・課題

- 令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、感染はまたたく間に拡大し、感染者やその家族、エッセンシャルワーカーなどに対する「コロナ差別」が問題となった。令和4年3月現在、全国でオミクロン株による感染が広がる「第6波」の渦中にあり、過去最大の感染者数となり、再び警戒感が高まった。
- また、令和3年2月（京都市は3月）にワクチン接種が開始され、9月には政府が接種済証又は陰性証明を条件に行動制限の緩和に舵を切ったこともあり、ワクチンの有効性や安全性に不安を持つ方もいる中、ワクチン接種の推奨に伴う不当な差別的な取扱いなど、新たな差別やハラスメントが大きな問題となった。また、障害等によりマスクを着用できない方に対する不当な差別など、新しい生活様式に関わる問題も課題である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、増大する家庭責任が女性に偏りがちであることをはじめ、飲食、観光、サービス業に従事する労働者、非正規雇用労働者に占める女性の割合が高いため女性がより職を失いやすいこと、DVや性被害、性暴力が増加することなど、諸課題が顕在化する中、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性に対し、社会との絆・つながりを回復することができる支援が必要とされている。

▼DV（配偶者等からの暴力）相談件数の推移



全国の「配偶者暴力相談支援センター」と令和2年4月に始まった「DV相談プラス」に寄せられたDV相談件数を合わせると、令和2年度の相談件数は190,030件で、前年度比で約1.6倍に増加。

新型コロナウイルス感染症の影響により、加害者・被害者ともに生活不安やストレス等を抱えることに加え、加害者の在宅時間が増加したため、被害に遭っても通報や避難ができない等、被害の増加や深刻化が懸念されている。

▼性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移



「性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センター」※に寄せられた令和2年度の相談件数は51,141件で、前年度比で約1.2倍に増加。

※性犯罪や性暴力の被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取などを行う医療的な支援のほか、心理的支援などを可能な限り一か所で提供する、地域における被害者支援の中核的組織。全都道府県に設置されている。

厚生労働省の自殺対策白書において、令和2年は、女性の自殺者数が著しく増加したと報告されている。

＜参考＞ 令和3年版自殺対策白書より抜粋

令和2年の自殺者総数20,907人の男女別内訳は、男性13,914人、女性6,993人で、実数では例年どおり男性が女性を大きく上回っている。しかし、令和2年の自殺者数と過去5年平均の自殺者数を比較すると、男性は1,053人減少しているのに対し、女性は347人増加している。

警察庁「自殺統計」による発見日で集計した令和2年の自殺者数は21,081人で、11年振りに増加しているが、男女別にみると男性は11年連続で減少しており、女性の自殺者数の増加がそのまま自殺者総数の増加となっている。

また、令和3年の自殺者数の速報値では、平成21年以来の増加となった「令和2年の確定値」と比べると、251人減少したが、コロナ禍前の令和元年と比べると661人増えており、さらに、女性だけでみると、900人ほど増加した。

なお、全体の原因・動機などについては健康問題が最も多い8,808人だったが前年同期比では618人の減少である一方、経済・生活問題は3,038人で114人増え、うち生活苦が理由だった人が約1割増の990人に上った。

- 令和2年は、学生・生徒の自殺者数も著しく増加している。我が国における自殺者総数は平成22年から令和元年にかけて減少傾向にある一方で、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等の自殺者数は平成28年以降増加傾向にある。令和2年の学生・生徒の自殺者数は1,038人だった。また、令和3年の速報値でも学生・生徒の自殺者数が増加している。（件数は非公表）

▼学生・生徒の自殺者数の年次推移



自殺者総数（折れ線グラフ）は減少傾向にある一方、学生・生徒（棒グラフ）の自殺者数は増加傾向。

※ 厚生労働省の分析によると、令和2年3月2日に一斉休校の要請が出された直後には児童・生徒の自殺者数が大きく減少したが、同年5月25日に緊急事態宣言が全面解除となり、全国で学校が再開されるようになってきた6月には、一転して児童・生徒の自殺者数が急増した。

2 本市における新型コロナウイルス感染症に起因する差別的な取扱い等に対する令和3年度の実施状況

新型コロナウイルス感染症に起因する差別的な取扱い等を防止するため、国及び地方公共団体は、①差別的取扱い等の実態の把握、②相談支援、③広報その他の啓発活動を行うこととされており（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 第13条）、本市においては、以下の取組を行った。

（1）広報その他の啓発活動等の取組

ア 共生社会推進室における啓発の取組（感染状況に応じた広報を実施）【全庁の取組は別紙1参照】

＜第5波（令和3年8月）＞

- 市民しんぶん8月1日号（7月20日発行）の巻頭特集に、「コロナ禍の今、わたしたちにできること」として、市内で生じている差別の事例やシトラスリボンプロジェクトを紹介しながら、感染者や医療従事者等を差別するのではなく、互いを思いやり、共にコロナ禍を乗り越える機運の醸成を図る記事を掲載した。【約650,000部発行】
- 人権総合情報誌「きょう☆COLORvol.15」（8月16日発行）に、コロナ差別啓発に取り組む企業の取組を紹介【約13,500部発行】

＜小康期（令和3年10～12月）＞ ※ 多くの人がワクチンの2回目接種を終えた時期

- 10月に、京都市情報館（公式ホームページ）に、「新型コロナワクチンの接種に関する差別の防止について」の特設ページを開設し、ワクチン未接種者に対する不当な差別を行わないよう呼びかけを行った。
- 11月以降、市民から募集したシトラスメッセージ（131作品）を活用し、様々な広報媒体において、広報の対象として主に想定する層に応じたメッセージにより効果的に啓発を実施。

＜掲載媒体＞

- ・京都市情報館：公開に適したすべての作品
- ・共生社会推進室 SNS：～12月末まで随時メッセージを変えて発信：30作品
- ・人権総合情報誌「きょう☆COLORvol.16」12月号：10作品
- ・GOGO土曜塾1・2月号、3・4月号：5作品（子ども、保護者向けメッセージ）
- ・ゼスト御池パネル展、西京区パネル展、西庁舎展示（12月）：18作品
- ・シティリビング11月号：9作品（働く女性向けメッセージ）

＜第6波（令和4年1月～）＞

- 3月に、新型コロナワクチンを接種していない方に対して、接種の強制や、不当な差別的な取扱いをすることは許されない旨の啓発チラシ作成し、配布【約10,000部】

イ 職員研修・教育の取組

○ 職員研修の実施

各局区等において、コロナ差別の事例や各種資料を活用し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う人権上の課題や人権擁護の必要性等に関する研修を実施

◆令和3年5月憲法月間における職場研修実施状況

46件／223件（20.6%）が「感染症（新型コロナウイルス感染症）」をテーマに研修を実施しており、1,169人の職員が受講した。

（参考）研修テーマ上位3つ（1）LGBT等の性的少数者（53.4%）（2）感染症（新型コロナウイルス感染症）（20.6%）（3）障害のある人（14.3%）

◆令和3年12月人権月間における職場研修実施状況

45件／241件（18.7%）が「感染症（新型コロナウイルス感染症）」をテーマに研修を実施しており、1,126人の職員が受講した。

（参考）研修テーマ上位3つ（1）LGBT等の性的少数者（20.7%）（2）感染症（新型コロナウイルス感染症）（18.7%）（3）障害のある人（7.5%）

（2）相談支援の取組

令和2年度から引き続き、法務局などの人権相談窓口を周知するほか、各分野の相談窓口において、以下のとおり対応した。

ア 不安を抱える女性に寄り添った相談支援

国において新たに拡充された地域女性活躍推進交付金等を活用し、令和3年7月から、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）に加え、NPO法人や福祉部局とも連携しながら、新たな相談支援等に取り組んできた。

具体的には、ウィングス京都において、「孤独・孤立等の不安を抱える女性のための相談支援事業」を新たに実施し、有資格者による心理面での寄り添ったサポートを行うことで、必要な社会的資源（DV相談支援センターや、生活困窮者自立相談支援事業等）につなぐ取組を行った。

「つながる相談室」 令和3年7月～

対 象：京都市内に在住、在学、在勤の女性

受 付：月～土（水曜日・祝日・年末年始は休み）午前10時～午後5時

電話・対面・オンライン相談が可能

相談件数：令和4年1月末時点 受付総件数89件

内 電話69件（うち面接予約11件）

専用フォーム20件（うち面接予約14件、オンライン相談予約5件、対象外1件）

また、孤独・孤立で不安を抱える女性が相互に支え合い、社会とのつながりを回復している場を提供している（ピアサポート）。

◆「つながるスペース」（居場所づくり）

第1回 1月25日（火） 聞いてみたい。どんな支援があるの？

〔申し込み実績 当日（オンライン）19名＋後日配信20名＝39名〕

第2回 2月5日（土） 今こそ、生理の“あたりまえ”を考えよう

〔申し込み実績 当日（オンライン）20名＋後日配信59名＝79名〕

第3回 3月13日（日） ひとり親（女性）対象 聞いてみたい。どんな支援があるの？

特別版 3月20日（日） ひとり親家庭の母子対象 出張 mama*cafe ～親子リトミック～

加えて、このような女性を必要な相談支援につなげられるよう、ウィングス京都、市社会福祉協議会、NPO 法人等に相談窓口の案内チラシを付けた生理用品の配備を行った。

さらに、教育委員会と連携し、困難を抱える女子児童生徒及びその世帯にアプローチし、必要な相談・支援につなげることを目的として、市立小中高等学校の保健室等に、相談窓口の案内チラシ付の生理用品を配備した。*

※ 各受取窓口にある引き換えカードか、ホームページに掲載している引き換えカードの画像を窓口で提示していただくことで、声に出さなくてもお受取りいただける。

イ DV 対策事業

市 DV 相談支援センターにおいては、配偶者等から暴力を受ける女性被害者の支援のため、「相談や必要な機関の紹介」、「被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護」のほか、「カウンセリング」や「自立生活の促進」、「保護施設や保護命令制度などの情報提供」などを行っている。

令和 2 年度の相談延べ件数は、6,195 件と開所以来最多となった。特別定額給付金の個別支給の影響もあり、新規相談が増加した。

▼市 DV センターにおける相談延べ件数（件） ※ 令和 3 年度は令和 4 年 1 月末時点の状況

年 度	29	30	元	2	3※
新 規	506	425	481	635	373
継 続	5,184	5,253	5,378	5,474	4,528
緊急ホットライン	80	110	103	86	82
合 計 (相談延べ件数)	5,770	5,788	5,962	6,195	4,983

ウ 自殺予防の相談（「きょう・こころ・ほっとでんわ」）

保健福祉局では、自死遺族の孤立を防ぎ、悩みを抱えている人の思いに耳を傾け、相談者の不安を軽減するため、「きょうこころ ほっとでんわ」を開設しており、自殺に関する相談や、新型コロナウイルス感染症で不安な思いが募っている方からのこころの相談もあわせてお聞きしている。また、お受けした相談の中で、必要な方に対しては、後日、内容に応じて専門家からお悩みをお聞きする寄り添い支援を実施している。

▼自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう・こころ・ほっとでんわ」相談件数

※令和 2 年 8 月より、対応時間を平日 3 時間から、土日祝含む毎日 24 時間に拡充。

相談時間	拡充前(～R2/8 月)	平日 (3 時間対応)	令和元年度相談件数	325 件
	拡充後(R2/8 月～)	土日祝含む毎日 (24 時間対応)	令和 2 年度相談件数	3,829 件
			令和 3 年度相談件数	5,381 件 (12 月末時点)

エ 中学生・高校生を対象としたSNS相談窓口

教育委員会において、子どもたちの様々な悩みについてスマートフォンなどを使いLINEで相談できる窓口を開設している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による休校に伴い、当初予定の8月から3ヶ月前倒しし、5月から開設した。令和3年度は、府市協働で対象を総合支援学校（中学部・高等部）にも広げて窓口を開設している。

（3）実態の把握

文化市民局（共生社会推進室）において、コロナ差別の相談事例を取りまとめている。 別紙2参照

- ・新型コロナウイルス感染症に感染し、療養後に社会復帰をした。完治したにも関わらず、通っている習い事教室からしばらく来るのを止めてもらえないかと言われた。（令和3年6月）
- ・アレルギーと精神疾患のためマスクを着用できないが、感染対策は十分にとっている。それにもかかわらず、警備員に店舗から追い出された。（令和4年1月）

3 今後の取組について

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握に努め、必要な相談支援、広報啓発に取り組んでいく。

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に係る人権への配慮に関する取組状況について（令和3年12月末時点）

別紙 1

啓発・教育の取組（新型コロナに関する差別・偏見等に対する啓発物の作成、人権教育の取組 など）

各局区	所管課	取組内容	実施期間	実績
文化市民局	地域自治推進室 市民活動支援担当	市民活動総合センター及びいきいき市民活動センターが実施するイベント等の周知チラシに、以下の啓発文を掲載 「断ち切ろう、コロナ差別。あなたも、私も、不安は同じ。思いやりを大切に、みんなで乗り越えましょう。」	随時	市民活動総合センター及びいきいき市民活動センター（市内13箇所）において随時実施
文化市民局	共生社会推進室	地下鉄車両にポスターを掲示 （オリジナル啓発文＋セルフチェックシート）	令和3年3月～（令和3年度も継続）	京都市営地下鉄全車両内の広告スペースにポスターを掲示
文化市民局	共生社会推進室	オリジナル啓発文を活用した啓発ポスターをワクチン集団接種会場で掲示	令和3年5月	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場でポスターを掲示
文化市民局	共生社会推進室	シトラスメッセージの募集及び啓発	＜募集＞ 令和3年7月9日～9月10日 ＜啓発＞ 令和3年10月～	新型コロナウイルス感染拡大を皆で乗り越えるための思いやりの気持ちを込めた「シトラスメッセージ」を募集し、131作品を、市の広報物や啓発物品に掲載 掲載媒体：人権総合情報誌「きょう☆COLOR」令和3年12月号、「京都はぐくみ通信／GoGo土曜塾」令和4年1・2月号、「Cityリビング」令和3年11月、市役所西庁舎でパネルを展示（令和3年12月）、ゼスト御池パネル展において、パネルを展示（令和3年12月）
子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	広報紙「京都はぐくみ通信／GoGo土曜塾」に、コロナ差別・偏見防止のための啓発記事を掲載	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	年6回（各号16.5万部発行）、市内の保育園、市立幼稚園、小学校、中学生、児童館、図書館、各区役所・支所へ配布。 （掲載号） 令和3年5・6月号（5月1日発行） 令和3年7・8月号（7月1日発行） 令和3年9・10月号（9月1日発行） 令和3年11・12月号（11月1日発行） 令和4年1・2月号（12月20日発行）
子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	令和3年度京都はぐくみ憲章「行動指針」にコロナ差別・偏見防止のための啓発文を記載	令和3年7月	・10万部作成。 ・市民しんぶん7月15日号での同時配送での回覧。 ・市内の保育園、市立幼稚園、小学校、中学校、児童館、図書館、各区役所・支所へ配布。
子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	各施設・事業所から保護者へ送付する通知文案に以下の啓発文を記載。 「当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見等の人権侵害が生じないよう、十分配慮しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いします。」	令和3年8月、9月、12月	左記のタイミングで各施設・事業所に通知
上京区	地域力推進室	「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～（日本赤十字社作成）」をパネル加工したものを上京区総合庁舎区民交流ロビーにて展示	令和3年5月6日～5月31日、令和3年12月13日～28日	来庁される多くの方に見ていただいた。
上京区	地域力推進室	新型コロナウイルス感染症等に関する差別・偏見の防止に向けた啓発記事を市民しんぶん上京区版に掲載	令和3年5月15日号	市民しんぶん上京区版令和3年5月15日号に掲載（約35,000部作成）
上京区	地域力推進室	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発ポスターの庁舎内への掲示	令和2年度から継続して掲示	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発ポスターを庁舎1階及び2階に掲示
中京区	地域力推進室	新型コロナウイルス感染症等に関する差別・偏見の防止に向けた啓発文を中京しんぶん（市民しんぶん区版）に掲載	令和3年6月15日	中京しんぶん（市民しんぶん区版）令和3年6月15日号に掲載
右京区	地域力推進室	啓発ポスター等の掲示	令和3年4月1日～	厚生労働省作成の「新型コロナウイルス感染症Q&A」など、感染拡大防止に関するポスター・チラシ等の庁舎内掲示
伏見区	地域力推進室	「新型コロナウイルスから人権を守るために」をテーマに、「ふしみ人権の集い第1回学習会」を開催 講師：黒坂 光 さん（京都産業大学 学長）、上田敏勝さん（日本赤十字社京都府支部 事務局長）	令和3年7月3日午後1時30分～午後4時	来場者数：77名

教育委員会事務局	生徒指導課	夏季・冬季休業期間中の生徒指導について記載した通知において、ワクチン接種を受けるまたは受けないことによる偏見や差別、いじめは許されない旨を記載	・令和3年7月9日 (夏季休業期間中の通知) ・令和3年12月14日 (冬季休業期間中の通知)	全市立学校及び市立幼稚園に通知を発出
教育委員会事務局	体育健康教育室	学校園に対する通知の中で、新型コロナウイルス感染症に関して、児童生徒の心のケア及び感染症への誤解、差別並びに偏見等の防止を啓発	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日 (昨年度より継続)	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令、解除及び延長等に際して学校園に発出している関係所属及び教育長通知の中で、児童生徒の心のケア及び感染症への誤解、差別並びに偏見等の防止を啓発。

＜新型コロナウイルス感染症に関連した差別的取扱いに関する相談対応＞（令和3年12月末時点）

	相談の概要	対応内容
①	新型コロナウイルス感染症に感染していたが、（入院の）勧告が解除されたにもかかわらず、医療機関にて診療拒否された。（令和2年度）	医療機関へ事実確認を行い、助言を行った。
②	「親が新型コロナウイルス感染症が発生した医療機関で従事していることを理由に、感染リスクが高く、その子どもも感染しているおそれがあるとして、保育園は預かりを拒否してよいか。」と問合せがあった。（令和2年度）	保育園に濃厚接触者の定義を説明し、当該医療機関と話し合うことを助言した。
③	医療機関にて院内感染が発生したこと理由に、感染症が広がっていない病棟を含め、施設全体の洗濯に関する業務委託を一時中止したいと申出があった。（令和2年度）	申出があった会社に対し、説明を行い、当該医療機関と話し合うことを助言。対応が改善された。
④	医療機関に受診したところ、陽性患者が発生した別の医療機関を受診していたことを理由に、院外に出るよう指示された。（令和2年度）	医療機関に事実確認を行い、濃厚接触者の定義を説明した。
⑤	新型コロナウイルスに感染し、療養後に社会復帰をした。完治したにも関わらず、通っている習い事教室から2週間程度来るのを止めてもらえないかと言われた。同じ教室に通っている他の方のことも考え、2週間程度自粛することとした。（令和3年度）	話を聞いてほしいとのことであったため、傾聴して終了。京都地方法務局の人権相談窓口を紹介した。
⑥	アレルギーと精神疾患のためマスクを着用できないが、感染対策は十分にとっている。それにもかかわらず、警備員に店舗から追い出された。（令和3年度）	本人に確認のうえ、府の相談員に情報提供し、障害を理由とする差別に関する相談として、当該事業者に対して、事実経過の確認や障害を理由として、マスクの着用が難しい方がおられることなどの啓発を行った。
⑦	利用している子育て関連施設でマスク着用を義務付けるような指導や叱責が行われており、感染対策に関する公平な情報発信をお願いしたい。（令和3年度）	内容をお聞して終了。
⑧	会社で不織布マスクの着用を強要され、別室で就業させられている。健康上の理由で何度も拒否しているが、我が儘と捉えられている。不織布マスク着用ができない方へ配慮する啓発をしてください。（令和3年度）	メールにてご意見を頂戴した。関連部署で供覧した。